

自己点検・評価実施要領

1. 自己点検・評価の目的

大阪府立大学（以下「大学」という。）における自己点検・評価は、教育・研究等の質の向上を図るとともに、大学が目指す理念・目標を達成するために実施する。

2. 定義

部局とは、各学域・研究科、各学系・部門、高等教育推進機構、研究推進機構、教育推進本部、研究推進本部、国際・社会連携推進本部、学生センター、学術情報センター、情報基盤センター及び大学管理部をいう。

3. 評価の領域及び内容

自己点検・評価は、教育、研究、社会貢献及び大学運営の4領域とし、認証評価機関による点検・評価内容に大学独自の点検・評価内容を加えて実施する。

4. 評価の実施時期

自己点検・評価の実施対象期間は、自己点検・評価実施年度の年度末までとする。

5. 自己点検・評価報告書の作成

部局計画・評価委員会においては、原則として自己点検・評価実施年度の翌年度6月末までに部局自己点検・評価報告書を取りまとめ、大阪府立大学教育企画運営会議（以下「教育企画運営会議」という。）に提出する。

教育企画運営会議においては、部局自己点検・評価報告書を取りまとめ、原則として自己点検・評価実施年度の翌年度7月末までに自己点検・評価報告書を作成する。

6. 自己点検・評価報告書の承認

教育企画運営会議が作成した自己点検・評価報告書については、作成後速やかに大阪府立大学教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）において承認を得るものとする。

7. 自己点検・評価報告書の公表

自己点検・評価報告書は、教育研究審議会の承認後速やかに大学のホームページ等において公表する。

8. 資料の収集

自己点検・評価に必要な資料については、部局において毎年度収集・保管する。

附 則

この基本方針は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。